

2023年度1月拡大定例会 プログラム

- ①協議会会長挨拶
- ②大津市のグループホームの状況と協議会の取り組み
- ③地域生活拠点運営委員会各ワーキングの報告
 - ・しが夢翔会の多機能拠点施設の整備に関する報告
 - ・入所施設からの地域移行に関する報告
 - ・精神分野の取り組みに関する報告
- ④三次機関からの報告
 - ・近江学園の現状と建て替えに関する報告
- ⑤障害福祉課の業務内容と現状の報告

13:30開始、15:30終了。途中休憩を入れます。

1

定例会ご参加の皆さまへ

参加者の方は氏名と事業所名が表示されるように設定してください。出欠の確認のためよろしくお願ひします。

今回の報告に関しては後日にアーカイブ配信を行います。準備でき次第、メールにてご案内をいたします。

各報告内容に質問のある方はチャットでお願ひします。定例会時間内にご回答できない場合は後日のアーカイブ配信の際に対応をさせていただきます。

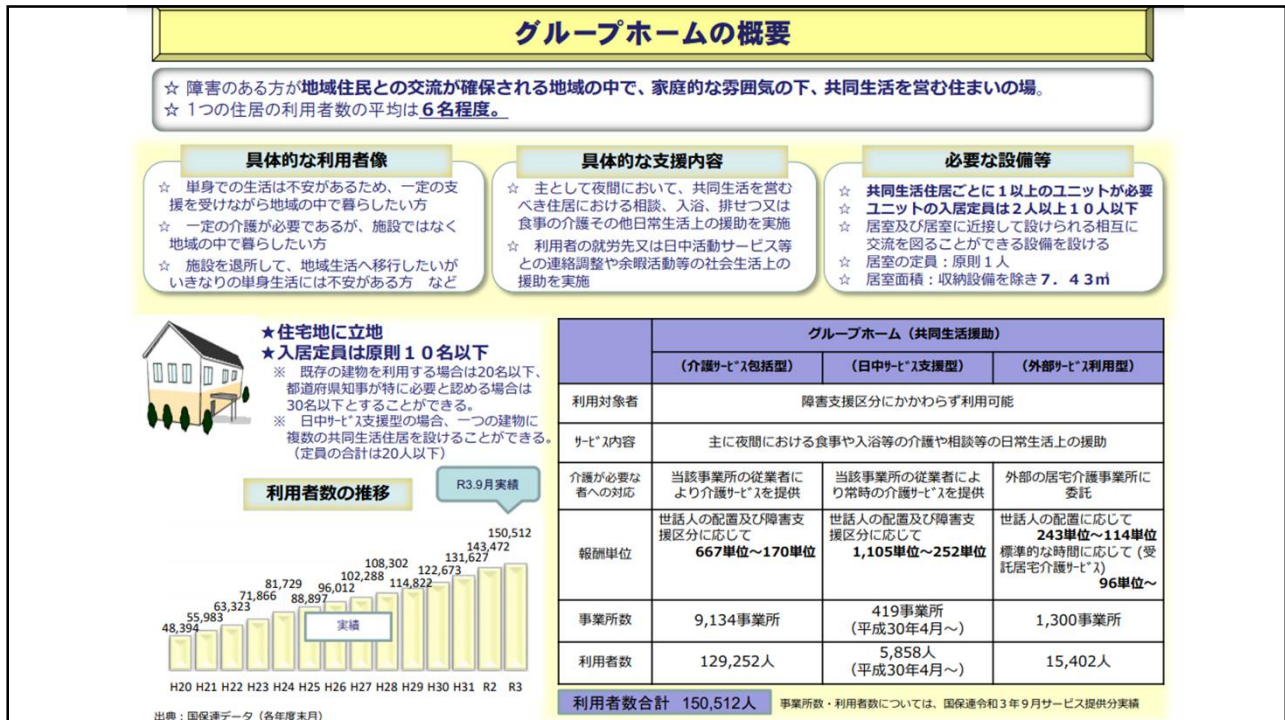
次回定例会は3月24日13:30から予定しております。集合かオンラインかは改めて連絡します。今回は定例会委員のみでの会議となります。

2

大津市障害者自立支援協議会 拡大定例会

1月20日グループホーム関連資料

1



2

グループホーム3類型の比較				
	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	
定員	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	・定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2～10名	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	
住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。			
設備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。			
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1～6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1～5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ(区分6)2.5:1～(区分3)9:1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R6.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行支援又は行動支援の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし
報酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 667単位/日～170単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位/日～252単位/日 (日共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 243単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和3年9月国勢調査データ)	9,134事業所	419事業所	1,300事業所	
利用者数 (令和3年9月国勢調査データ)	129,252人	5,858人	15,402人	

39

3

日中サービス支援型指定共同生活援助

① 日中サービス支援型指定共同生活援助とは

- 日中サービス支援型指定共同生活援助とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

② 対象者について

- 日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものです。(指定基準省令第213条の2 参照)

4

日中サービス支援型共同生活援助評価会議

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、地域に開かれたサービスをすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また都道府県知事（大津市）が必要と認める場合には、事業所指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとするものは、協議会等に対し運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事（大津市）に提出しなければなりません。

大津市において、協議会等は大津市自立支援協議会運営委員会を指します。協議の場は「大津市日中サービス支援型指定共同生活援助評価会議」（以下、「評価会議」と言う。）と言います。

⇒2022年6月17日にラシエル南志賀の評価会議を実施。

5

現状・課題	これまでの障害者部会の議論を踏まえて再度整理したもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の地域生活を支えるグループホームについては、入所施設や病院からの地域移行を推進するため、整備を推進してきたところであり、利用者数は令和3年9月時点で約15万人となっている。 ○ グループホームが平成元年度に制度化された当初は、主に障害程度が中軽度の障害者を想定していたが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題。 また、グループホームについて、入所施設や病院からの地域移行や親元からの自立に向けたニーズへの対応が求められるとともに、一人暮らしやパートナー等との同居など障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援の充実も課題。 ○ こうした状況を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備を図るため、平成30年度に日中・夜間に常時の人員を配置する日中サービス支援型グループホームの創設や、令和3年度報酬改定における重度障害者支援加算の対象者の拡充や医療的ケア対応支援加算の創設等の報酬の充実、 ・ 障害者の地域生活を支えるサービスの充実を図るため、平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして一人暮らしの障害者等の地域生活を支援する自立生活援助の創設や、障害者の親亡き後を見据えて地域における障害者の居住支援体制を整備する地域生活支援拠点等の整備の推進など、障害者の地域生活支援体制の整備を進めてきた。 ○ しかしながら、現状においても、 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における重度障害者を受け入れ可能なグループホームが不足 ② 障害者の地域生活を支える自立生活援助や地域生活支援拠点等の整備が十分に進んでいない ③ グループホームの利用者の中に将来一人暮らしやパートナー等との同居を希望する者が一定数おり、こうした者への一人暮らし等の希望を踏まえた支援を更に進める必要があり課題となっている。 <p>障害者総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者が地域生活を安心して送れるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重度な障害を有する場合であってもグループホームに継続して安心して生活できる支援体制の整備 ② 障害者の地域生活を支える自立生活援助や地域生活支援拠点等の整備 ③ グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実を進めていく必要がある。 	2

6

- グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される一方で、グループホームのサービスの質の確保を図るための方策を検討していく必要がある。
- また、障害者支援施設の在り方について、グループホームと障害者支援施設それぞれの役割や機能を含め検討する必要がある。

検討事項（論点）

これまでの障害者部会の議論を踏まえて再度整理したもの

- 上記を踏まえ、障害者の居住支援について、障害者が希望する多様な地域生活の実現や継続するための支援を推進する観点から検討してはどうか。
グループホームの支援の質の確保については、別途、障害福祉サービス全体とあわせて検討していく。
- 1 重度障害者の支援体制の整備
強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、高齢化等に対応するための居住支援の在り方
 - 2 地域生活支援施策の充実（自立生活援助・地域定着支援、地域生活支援拠点等、相談支援の充実）
 - 3 グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現
（1）グループホームにおける安心できる地域生活の継続
（2）グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
 - 4 障害者支援施設の在り方

3

7

1 - ① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

支援(例) GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続



3

8

おおつ障害者プランより 36ページ

- 障害者が安心して暮らしを地域で過ごすことが可能となるよう、当事者のニーズを踏まえた上で、地域の中でのサービスの充実を図るとともに、共同生活援助の利用者数が増加する中で、不足している重度障害対応型のグループホームの充実や多様な暮らしの場でサービスを利用しながら暮らせる環境づくりに取り組むこと、施設に入所しながら地域でのサービスを受けられる仕組みを作ることで地域生活への基盤を作ることが重要です。
- 自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。また、障害者の地域生活移行の受け皿として、多様な住まい（グループホーム、シェアハウス）の確保に努めるとともに、訪問系サービスを使いながら重度障害の方の暮らしを支える体制整備を行います。

2021/1/18

9

9

3 居住系サービスの利用見込量

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	264	280	290	320	340	360
施設入所支援	人分	166	161	161	161	161	161
自立生活援助	人分	1	5	6	7	10	15

2021/1/18

10

10

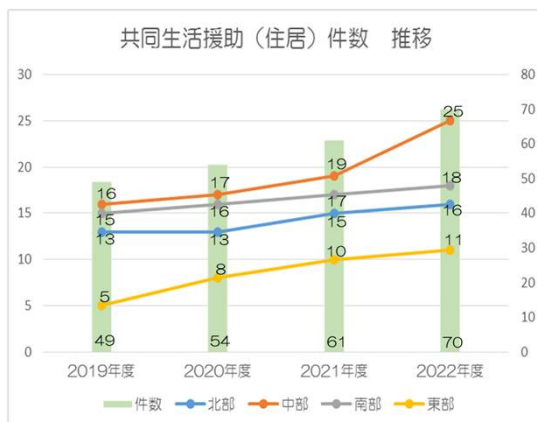
障害福祉サービス利用状況

(令和4年4月1日現在)

サービス区分		支給決定者数(人)					合計
		身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病	
施設入所支援		43	112	2	0	0	157
訓練等	共同生活援助(グループホーム)	24	280	66	0	0	370
短期入所		78	459	18	95	1	651
相談支援	計画相談支援	284	1,035	430	18	4	1,771
	障害児相談支援	0	0	0	697	0	697
	地域移行支援	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0
	自立生活援助	0	0	6	0	0	6

11

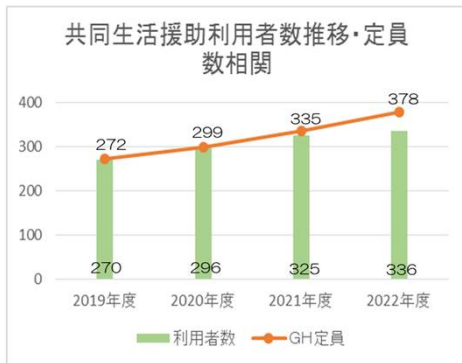
大津市共同生活援助件数推移



年度	北部	中部	南部	東部	合計 件数
2019 年度	13	16	15	5	49
2020 年度	13	17	16	8	54
2021 年度	15	19	17	10	61
2022 年度	16	25	18	11	70

12

大津市共同生活援助利用者数推移



年度	利用者数	GH定員
2019年度	270	272
2020年度	296	299
2021年度	325	335
2022年度	336	378

13

大津市の最近のホーム整備の動き

・ラシエル南志賀：日中サービス支援型で、男性10人、女性10人のホームを整備。女性利用者限定で一旦2月開所を予定。主な対象は精神障害者と知的障害者。短期入所も2床整備。

・グループホームひまわり：大津市蓬萊に介護包括型で男性7人、女性7人のホームを整備。区分5以上の重度の身体障害者及び知的障害者が対象で、開所は3月を予定。短期入所も2床整備。

・住倉大津：大津市小野に介護包括型で男性10人、女性10人のホームを整備。区分4以上の知的障害者を対象としており、開所は3月を予定。短期入所も2床整備。

14

グループホーム管理者会議に関して

参加施設は、20か所程度

毎回参加しているホームもあれば、ほとんど参加されないホームもある

基本的には各グループホームから、「空室状況」と「重点報告」をしてもらっている。

2022年度は「コロナ対策」「入居者の高齢化」「キーパーさんの高齢化」「職員不足」の話が多い。

オンラインと集合を半々くらいで開催していて、集合開催の時にはテーマを決めてグループワークをして、市内のグループホーム職員同士の連携にもつながるようにしている。

2022年5月 (集合) グループワーク「今年度GH部会で取り組みたい事や、受けたい研修」

2022年7月 (オン) グループホーム情報シートの作成について

2022年9月 (オン) 重点報告中心

2022年11月 (集合) グループワーク「総合支援法の見直しについて」

2023年1月 (オン) BCP計画について

15



申込はこちら

大津市障害者自立支援協議会

高齢障害者 プロジェクト 報告会

加齢に伴う変化を早めにキャッチして
支援につなげるチェックリストを作ってみました。

第1部 報告会：加齢に伴いグループホームでの暮らしが難しく
なったケースの支援経過に学ぶ

第2部 ワーク：加齢による変化チェックリストをつけてみる

16

大津市障害者自立支援協議会では、「高齢になった障害者への支援」を考えるプロジェクトに、2つのワーキンググループで取り組んできました。(①制度の連携 ②具体的な支援)今回は、②具体的な支援について考えたチームの報告です。

加齢により、認知症や転倒等も増え、障害者グループホームで今まで通りに暮らすことが難しくなってきた人にどのような支援をしてきたか振り返り、「本人が暮らしたい場所で、安心して暮らし続けられるためにはどうしたらいいか。」を考えた報告と、40代くらいから「加齢に伴う変化」をキャッチするためのチェックリスト(試案)を皆さんと一緒にグループワークで取り組みたいと思います。

<日時> 2023年2月28日 10:00~12:00

<場所> やまびこ支援センター(大津市馬場2-13-50)

<開催形式・定員> 集合 30名 オンライン90名
(第1部のみ、アーカイブ配信予定)

<参加対象者> 障害福祉関係者、高齢福祉関係者

- * 申し込まれた方に詳しい内容を送ります。
- * 後半、チェックリストをつけてみるワークをします。
- * 駐車場がないので、公共交通機関でお越しください。
- * オンラインの方は、通信環境の整った場所でご参加ください。

<問い合わせ先>

やまびこ総合支援センター内
大津市障害者自立支援協議会 事務局
松岡、野村、坂本
〒520-0802 大津市馬場2-13-50
TEL077-527-0486 Fax077-527-0334
ホームページ
<https://www.otsuziritu.org/>

17

住まいの場の取りまとめについて

- 大津市内の施設入所支援及び共同生活援助(以下事業所と略す。)を希望する利用者がいた場合、普段利用している相談支援事業所が本人及び家族又は成年後見人の同意を原則得た上で住まいの場利用希望依頼表に必要事項を記入し、協議会事務局に提出する。
- なお、普段利用している相談支援事業所がない場合は障害福祉課及び普段関わりのある支援機関(以下、関係機関と略す)が作成して提出する。
- 協議会事務局は希望依頼表を受理した場合、住まいの場利用希望者台帳に必要事項を転記する。

18

住まいの場の情報提供

- 大津市内で共同生活援助の新規事業所が開設する場合及び現在の事業所で入居者の空きが出た際は協議会から 関係機関に情報提供を行う。
- また、自立支援協議会のホームページにてグループホーム管理者会議で取りまとめた大津市内のグループホームの空き情報等に関して随時情報提供を行う。

19

住まいの場の取りまとめ会について

- 下記の場合に、住まいの場の取りまとめ会を開催
 - ① 大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金を受けて整備した事業所の新規開設及び定員に空きが出たとき
 - ② 日中サービス支援型ホームの新規開設及び定員に空きが出たとき
 - ③ ①以外の事業所で新規開設及び定員に空きが出たときに住まいの場の取りまとめ会の開催を事業所側が求めた場合
 - ④ ①以外の事業所で新規開設及び定員に空きが出たときに住まいの場の取りまとめ会の開催を障害福祉課が求めた場合

20

住まいの場の取りまとめ会について

- ①取りまとめ会を開催する時は協議会事務局から関係機関に対してアナウンスを行う。
- ②対象事業所の入居を希望する人がいる関係機関は本人及び家族又は成年後見人の同意を原則得た上で事務局に住まいの場入居調整依頼表を作成して提出を行う。
- ③取りまとめ会構成委員は事前に依頼表の確認を行い、提出者に希望者の状況の聞き取りを行う。
- ④取りまとめ会において依頼表の本人概況や判定基準や希望に基づき希望者の優先順位を検討する。なお、取りまとめ会は非公開とする。
- ⑤取りまとめ会構成委員から対象事業所に対して優先順位をつけた依頼表を渡し、説明を行う。また、提出者に対しては希望者の優先順位を伝える。
- ⑥対象事業所は取りまとめ会での優先順位を参考に、提出者や希望者と面談を行い、体験利用等を通して利用者の決定を行う。
- ⑦希望者が入居した場合は対象事業所から協議会事務局に報告を行う。
- ⑧住まいの場の取りまとめ会の開催状況に関しては協議会の運営委員会及び地域生活支援拠点運営委員会にて報告を行う。

21

住まいの場の取りまとめの状況

- 住まいの場利用希望者台帳に226人が登録。
 - 今年度は取りまとめ会を5回開催。
- ①ラポール4か所のホーム13人の枠に対して9人エントリー。
 - ②伊香立の杜 男性1人枠に対して10人エントリー。
 - ③住倉大津 男性10人、女性10人の枠に対して、女性6人、男性17人エントリー。
 - ④グループホームひまわり 男性7人、女性7人の枠に対して、29人エントリー。
 - ⑤ラシエル南滋賀 女性10人の枠に対して、11人エントリー。

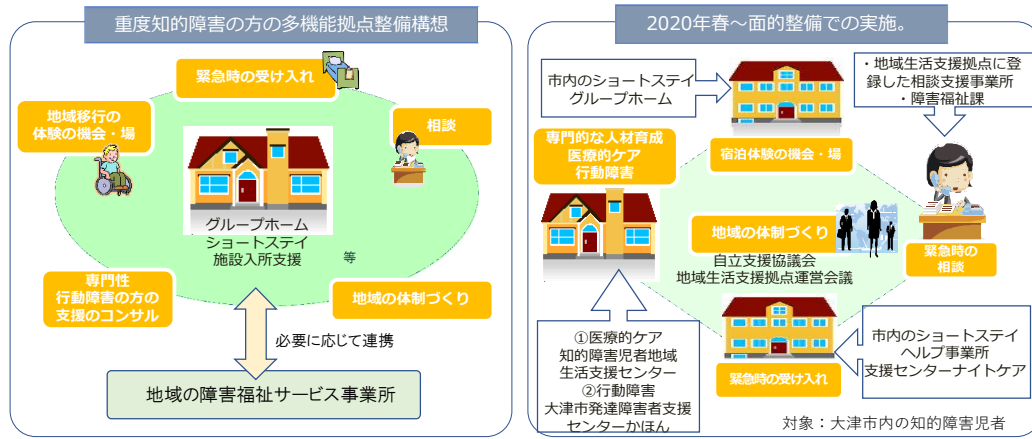
22

大津圏域の地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市内の相談支援事業所と短期入所事業所と生活しセンターが連携して面的に支援を行い、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。その上で、重度知的障害の方の多機能拠点施設の早期整備を目指す。

●いったん知的障害者の方を対象に実施。将来的には対象者の拡大を目指す。

台帳を整備した上で、地域のショートステイやナイトケア事業を活用して緊急時対応を行う。



23

今年度の地域生活支援拠点運営委員会の取り組み

①知的分野に関するワーキング

- ・知的障害の方のセーフティーネットの対応の在り方やしが夢翔会の多機能型拠点整備にむけた検討を行う。

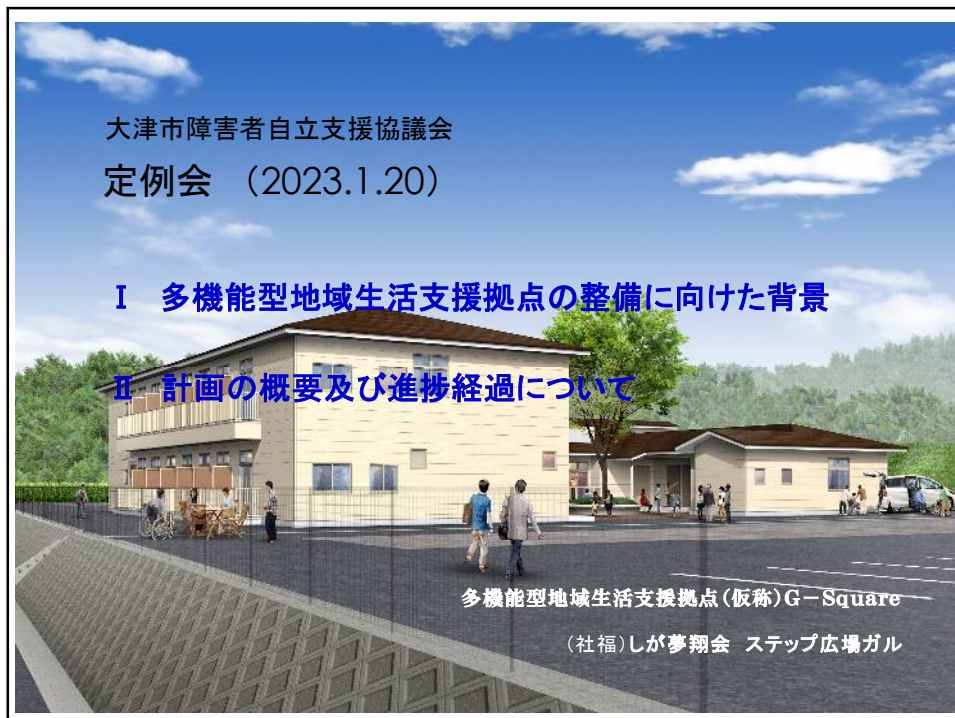
②知的障害者地域移行に関するワーキング

- ・入所施設からの地域移行の取り組みを検討する

③精神分野に関するワーキング

- ・新たに精神分野のワーキングを設置し、現在、藤樹会と湖の子会とで協議を始めている精神障害分野の地域生活支援拠点の議論を引き継ぎ、検討を進める。

24



1

ステップ広場ガル 利用者の状況

1) 障害支援区分

※ 自閉症(行動障害の状態を呈する方含)：行動関連項目 10点以上 40名(内15点 以上29名))

※ 重度重介護・医療的見守りが必要な方など、よりニーズは多様化してきている。

区分	1	2	3	4	5	6	平均
男性	0	0	0	2	5	23	5.70
女性	0	0	0	0	2	18	5.90
計	0	0	0	2	7	41	5.80

2) 入所利用者の年齢分布

年齢	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 70歳	平均
男	0	0	1	2	4	10	6	4	2	1	48.7
女	0	2	1	0	3	5	3	3	1	2	48.7
計	0	2	2	2	7	15	9	7	3	3	48.7

2

ステップ広場ガル 利用者の状況

3) 入所期間の分布

※ 法人内への積極的なグループホーム(当時:ケアホーム)への移行。
順次、新規の入居者の受け入れあり。

年	1年未満	1～3年	4～6年	7～9年	10～12年	13～15年	16～19年	20年～25年	平均
男	1	1	0	2	1	3	2	20	19.83
女	1	1	0	3	0	2	1	12	18.55
計	2	2	0	5	1	5	3	32	19.19

4) 入居者の障害・疾病の状況(複数回答有)

	男	女		男	女		男	女
自閉症(診断あり)	18	2	関節性硬化症	1	1	聴覚障害(診断あり)	1	1
自閉症(診断あり?)	0	2	気分障害	1	0	透析	0	0
ダウン症	4	2	小児麻痺	0	1	てんかん	13	11
脳性麻痺	1	1	森永ヒ素ミルク中毒後遺症	1	1			

3

今日的課題の整理① 施設(ガル)の課題を考える

・入所されている利用者の重度化

- * 自閉症(強度の行動障害を呈する利用者像含む)
- * 重度重介護/高齢化の利用者像
(早期高齢化、機能低下に伴い、これまでとは明らかにニーズ、課題が変化している)
- * 医療的な視点における見守り・ケア(心疾患、人工透析、吸引)

⇒ 様々なニーズ、利用者像に向き合い24時間ベースで支援することは、本来的な意味において、地域支援体系の中で入所機能を持つ施設の果たすべき最大の役割である。(24時間の専門的な支援とセーフティーネットの機能)

変化していく利用者ニーズに対して その時々で...

「最善の支援」を「持続可能な形」で提供していくこと

⇒ 言い換えれば「PDCAのサイクル」を確実に実施すること

これまでの自閉症行動障害を呈する方への支援に加えて、高齢障害(機能低下、重度重介護)の利用者への支援が重要な時期になっている。

4

今日的課題の整理② 施設(ガル)の課題を考える

・人材確保と育成(専門性の確保)

～ 利用者との関係性をベースとしたいわば「生活」としての視点と、様々な利用者像とニーズに応えることのできる専門性、スキル、ノウハウの必要性。
(日々の実践、これまでの支援の経過の積み重ね)

・支援の体制

(夜間対応／休日体制／日中活動支援体制／入院・通院対応)

- ～ 個別に必要なかつ濃厚な支援を提供しようとするほど、細分化の必要性が大きく、かつ環境面、人員面での確保、工夫が必要。
- ～ 週末、休日の制度上の在り方と現実的な体制の確保。
- ～ 重介護、高齢化に伴う通院、入院件数の増加 → 看護体制、日常のケアの質も含めた医療的な下支えの充実が不可欠。
- ～ 集団にありながらも、かつ個別に配慮され本人なりに充実した日中活動の提供。

⇒ 24時間の施設であるからこそ見えてくる利用者支援や実践と、一方で施設内だけでは抱えきれない課題があることも現実。

5

今日的課題の整理③ 施設(ガル)の課題を考える

・入所待機者の課題(夜間の支援ニーズの課題)

(地域における夜間支援機能(短期入所)の役割の確認)

そもそも...(短期入所のサービス概要)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介助その他の必要な支援を行う。

(現実的には様々なニーズが地域にはある)

- ・利用の長期化(いわゆるロングステイ状態～暮らしの場)
- ・定期利用(定期的な利用により地域生活が維持継続、充実安定)
(本人目的／レスパイト目的)
- ・緊急時の受け入れや対応
- ・学齢期等の体験の機会として
- ・行動障害等を呈する利用者の支援(アセスメント、見立て)目的

6

入所機能を持つ施設 ～ 地域の機能としての役割を考える ～

「生活施設であること」 ...と

「地域のセーフティーネットとしての入所機能」であること
(役割と利用者ニーズが目前にある)

・個室・ユニットケアの入所機能から

環境面における、集団性への支援の難しさ。(必要な支援、ノウハウは蓄積ベースとしながらも)行動調整、刺激調整の難しい利用者、また機能低下・介助度増による利用者、より濃厚なかつ個別に配慮された支援、生活を必要とされる利用者のニーズが目前にある。

～ 利用者「個」にとって、よりよい暮らしの場作りへ ～ 地域医療との連携・下支え ～

・利用者の生活の広がりへ

～ 地域のネットワークの中で、周縁にある地域とのつながりの中で ～

入所施設、入所機能内だけで完結しない(完結させてはいけない生活づくりに向けて)

— 住まいの場、活動の場、社会参加(地域参加)、ご家族との時間、医療 —

～ 望まれる地域サービスの活用 ～ 施設の地域化へ ～ しかし制度の壁も ～

7

大津市の障がいのある人の現状



市町村の概要: 人口34.3万人(高齢化率25%)、面積464km²、735人/km²

障害者 手帳	身体 15,539人 (令和2年現在)	・滋賀県の県庁所在地であり、中核市である。大津中心部は京都駅へも電車で約9分と非常に便利なエリアで、琵琶湖湖岸に迫るようにマンションが建ち並び大阪や京都へ通勤する人も多い。 ・面積が広く、居住地域によって利用できる福祉サービスに差がある。また、市民が通学できる特別支援学校は3か所ある。
	療育 3,191人 (令和2年現在)	
	精神 2,801人 (令和2年現在)	

8

～ 大津市の「住まいの場」の状況 ～

- ・ 人口 およそ 34.3万人 <令和2年 現在>
 - ・ 療育手帳所持者数 3,191人
(18歳以上 1,774人 / 18歳以下 691人)
(参考—身体障害—15,539人 精神—2,801人 令和2年現在)
 - ・ 大津市の施設入所者数 173人(平成28年度)
- 大津市内の施設入所定員 ⇒ 50床(現在50名が入所されている)
- ⇒ 120人超が圏域外もしくは県外の入所施設で暮らされている状況。

9

～ 大津市の「住まい」の状況 ～

- ・ 全国平均に対する必要な入所機能を有する住まいの場は、
本来であれば ⇒ およそ540床が必要 ⇔ 単純に数だけの話で
す…
 - ・ ちなみに滋賀県の入所施設数(床数)は全国平均を100とした時に
⇒ およそ 65.0%
- ～ ある意味では、SSも含めて地域支援のサービスが機能している ～
～ 一方で、明らかに住まいの場が不足している ～
- ・ 大津市のグループホーム数
⇒ 50数か所(内、精神障害のある人を対象としたホーム数カ所)
250名を超える障がいのある人が生活されている。

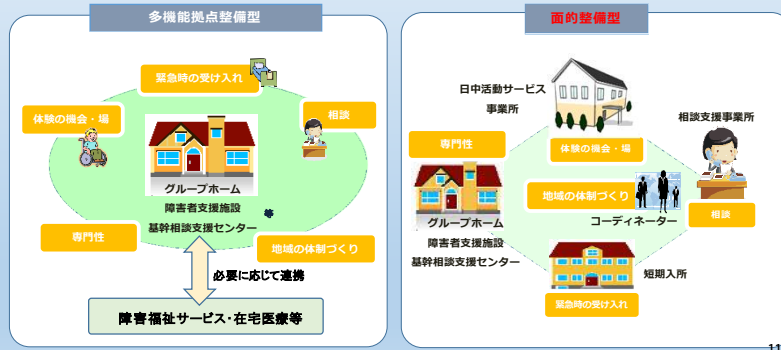
10

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

出典：厚生労働省

11



大津市障害者自立支援協議会

○住まいの場のこれから検討会

- ・2015年から検討会の実施
- ・2017年大津市へ提言書作成（具体的な住まいの場の提案など含め資源整備に向けて）

○多機能拠点プロジェクト会議

- ・2019年から地域生活支援拠点の会議として継続議論

- ・2020年～21年には生活介護の利用者さんを対象に住まい等に関するアンケート調査を実施。

改めて、地域における住まいの場の不足状況や切実な課題が明確になる

12

～ 多機能型地域生活支援拠点 計画の概要Ⅰ ～

【事業の目的】

(第1次)

- ・ 地域生活支援拠点におけるグループホームを中心とした多機能拠点の整備
- ・ 地域の実情に合わせた住まいの場の資源整備
- ・ 施設での個室ユニット型の支援から、より個別ニーズに基づいた「ふさわしい暮らしカタチ」の実現 ～行動障害のある人の地域生活のモデルづくりへ～
- ・ 入所施設の過密状況の緩和と少人数化

(第2次)

- ・ 入所施設の機能の明確化 ～入所機能の地域化～
- ・ 地域支援型短期入所機能(夜間支援機能)の拡大
- ・ 相談支援機関及び専門機関との機能体制強化

15

～ 多機能型地域生活支援拠点 計画の概要Ⅱ ～

【事業内容Ⅰ】

● 重度対応型GHの整備

定員7人／定員7人／定員6人（各短期入所枠1床含）

計3グループホーム（20床想定）

*利用者状況により1ユニットあたりの人数は短期入所・体験枠と合わせて調整

[利用者想定]

- ステップ広場ガルから新規GHへの移行 ⇒ (仮)8～10人程度
- 地域からの入居受け入れ ⇒ (仮)6～8人程度
- 短期入所(中期・アセスメント・体験・緊急等) ⇒ 3床(設置上・各ホームに1床)
* 内部包括型のGH運営を基本として検討をしています。個別ケースへの居宅介護及び重度訪問介護、行動援護等のサービス利用を継続して検討。

【事業内容Ⅱ】

● 生活介護活動棟整備

平屋建て／(入所者の日中活動の場所及び地域からに通所を想定)

* 障害者支援施設の増改築として実施

16

～ 多機能型地域生活支援拠点 計画の概要Ⅲ ～

【地域生活支援拠点の機能】

- ① 緊急時の受け入れ(短期入所を活用し、被虐待の一時保護も含め入所施設と連携のもと実施)
- ② 体験の場(体験入居及び一定期間のアセスメント等の目的を明確にした短期入所機能)
- ③ 人材の育成の場(ステップ広場ガル・新設グループホームにおける連動した人材育成の機能)
- ④ 相談支援(専門相談「かほん」の機能／一般・計画相談「みゆう」との連携)
- ⑤ 地域の体制作り(自立支援協議会への参画)

17

～ 多機能型地域生活支援拠点 計画の概要Ⅳ ～

【ステップ広場ガルが実施する上での独自機能】

- ① 発達障害者支援Cかほん(地域支援課:旧行動障害サポートセンター)の専門機関としての機能の拠点化
(アセスメントベースの支援の体系化～地域全体の支援の質の底上げのための研修の体系化)
- ② バックアップ施設(ガル)との連携 (緊急時支援体制／災害・防犯対策)
- ③ 法人内グループホームの緊急時のバックアップ機能
- ④ 看護師の配置
- ⑤ 所内ヘルプステーションの活用

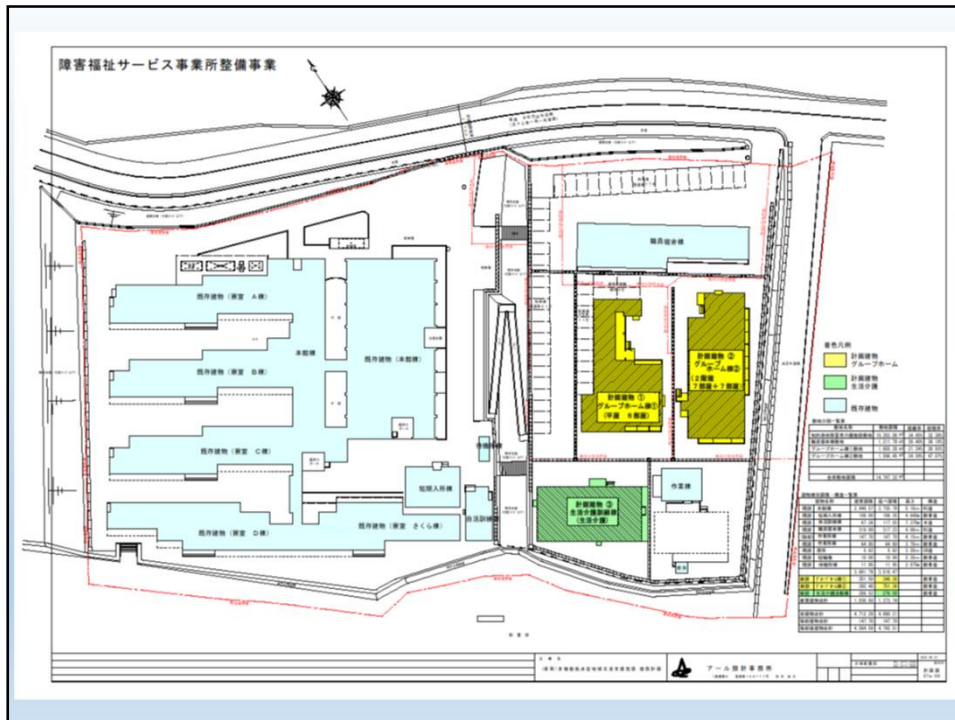
18

～ 多機能型地域生活支援拠点 計画の概要 V ～

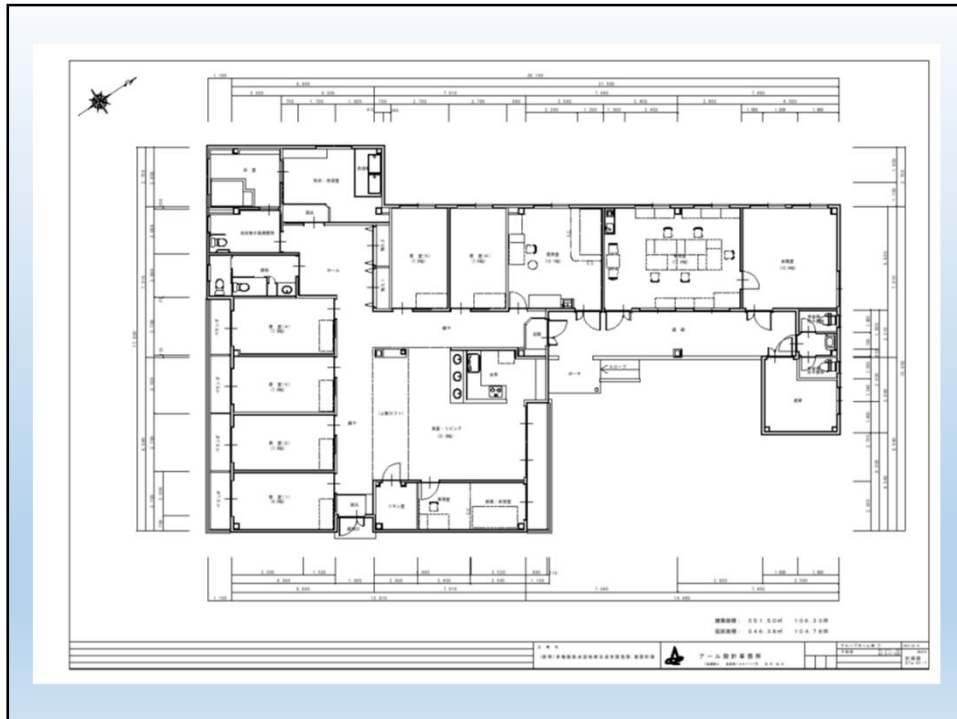
【その他】

- ① 地域に必要な資源として整備されるよう、法人内での検討と並行して大津市自立支援協議会での検討の場を並行して進める。
- ② 市、県の理解と協力が必要であり、地域にとって必要な資源として整備が進められるよう協議を重ねる。
- ③ ご家族の理解と説明、地元地域の理解が進む形での経過が必要であるため随時、必要な動きを行う。
- ④ 入所施設の地域化、重度の障がいのある人が地域で暮らすためのモデルとなるよう計画を進める。

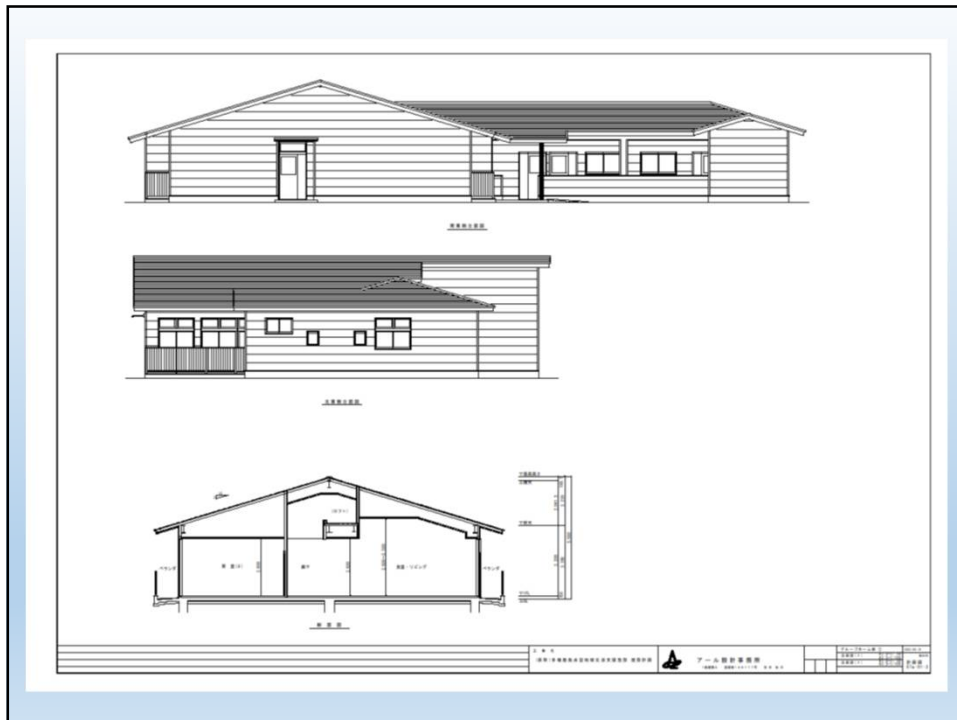
19



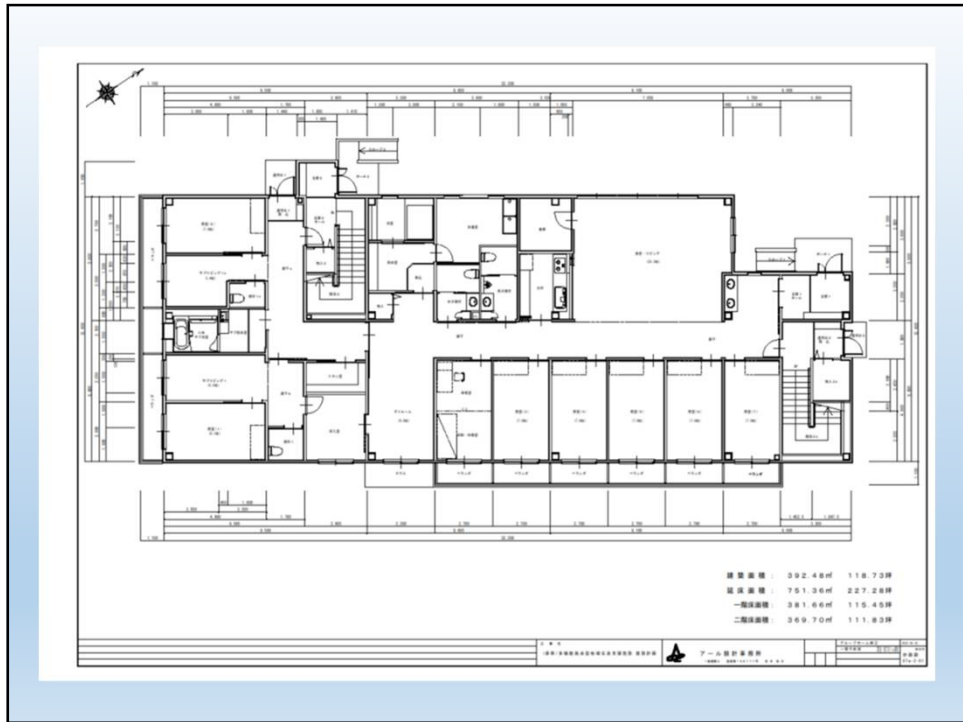
20



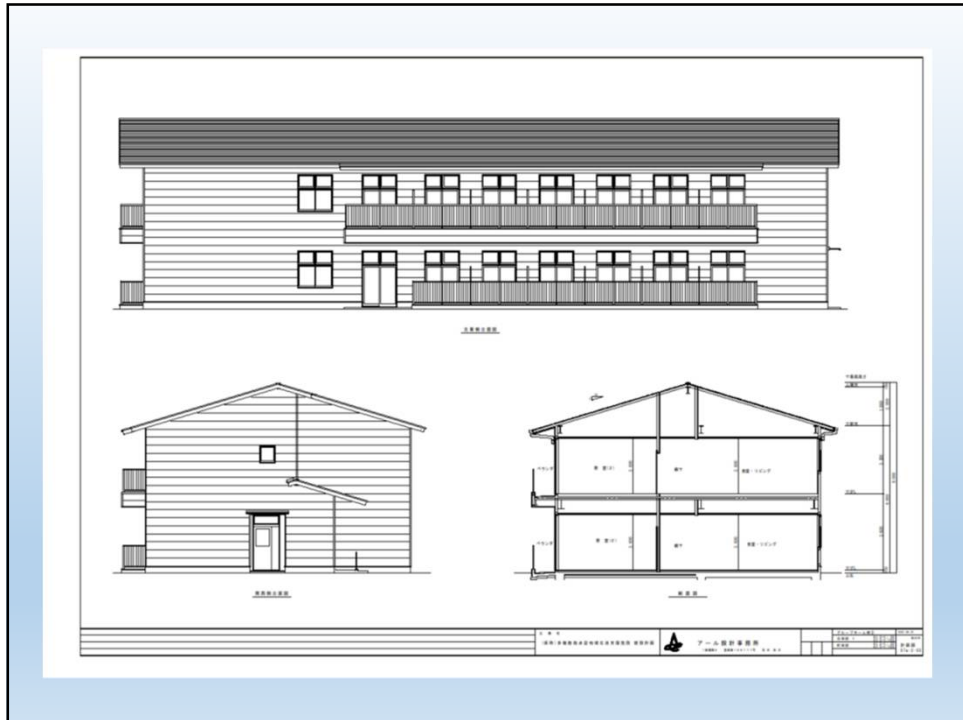
21



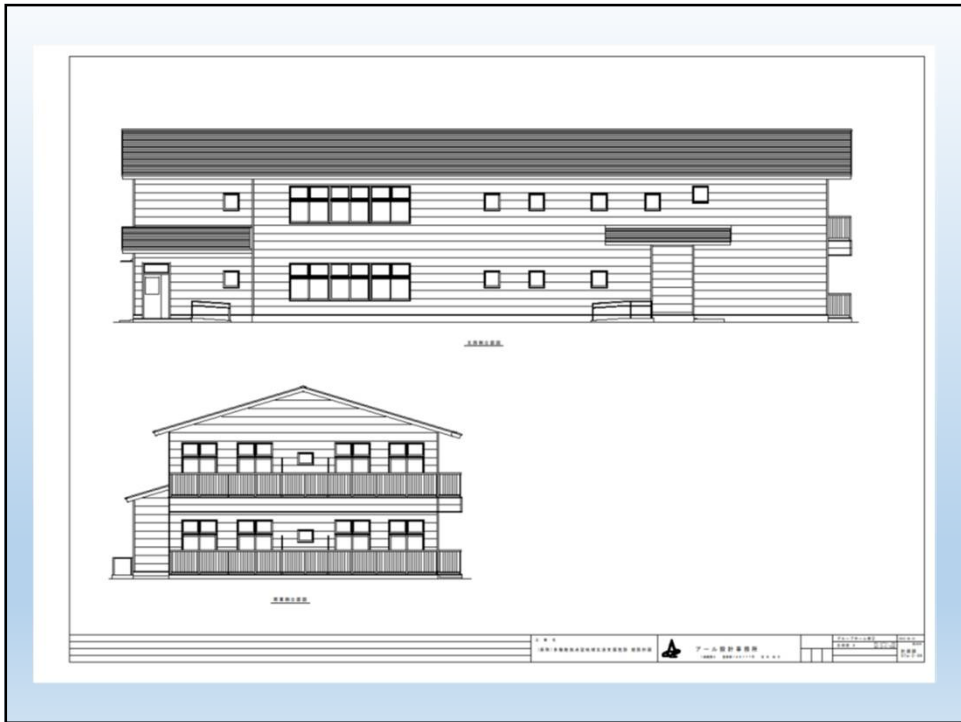
22



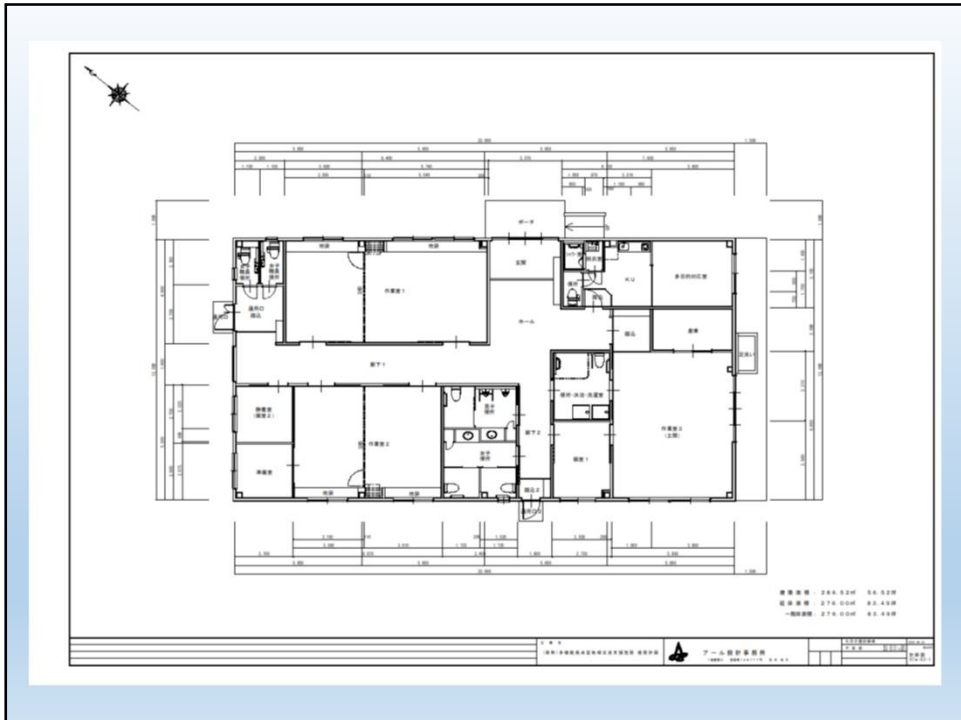
23



24



25



26

～ 課題は何か ～

- 人材の確保、育成

(これからも続くテーマ～計画的な採用活動～研修・育成～法人内外事業所との連携～地域で支える仕組みづくり)

- 建築資材高騰、物価高騰などの課題～資金計画

(地域資源としての行政も含めた積極的な動きの必要性)

- 全てのニーズが一気に解決される訳ではない。どういった形、仕組みがあれば「本人らしく暮らせるか」のモデルを地域で共有していくことが必要。

- 地域、ご家族、関係機関のご理解、ご協力の必要性。

改めて箱からニーズへ ～ ニーズをカタチに ～

29



30



社会福祉法人

しが夢翔会

地域生活支援拠点 運営委員会

地域移行ワーキング

1

知的障害者地域移行に関するワーキング

- 令和4年度から、滋賀県が滋賀県ネットワークアドバイザー事（知的障害）の業務に入所施設からの地域移行の取り組みを追加することに伴い、生活支援センター（自立支援協議会事務局）、ステップ広場ガル、相談支援事業所が連携して地域移行に向けた個別具体的な検討を行う。（意思決定支援を意識する）。

2

地域移行ワーキング会議

○2022年5月25日

- ・ガルと当事業所でワーキングの内容確認。
- ・具体的に3~4ケース対象に今後の暮らしについて検討。

○6月20日

《会議メンバー》ガル、さくらはうす、重心ケアマネ、計画相談支援事業所、自立支援協議会事務

- ・この事業で社会参加が促され、利用者の暮らしに拡がりができるように。
- ※入所施設では高齢の方と高齢障害の方が混在している。高齢障害の課題を自身の施設で抱え地域課題にも挙がっていない。
- ※入所施設の看護師配置

3

○9月7日

- ※高齢障害の方が医療が必要になった際にびわこ学園で有目的で入院の対応をしてほしい。
- ※在宅扱いでないと保険診療にのせられない。

○12月28日

- ※穏やかに波打ちながら低下していく中で医療の必要性をどう考えていくか？
いつ食べれなくなるかのリスクがある。
- ※高齢化により徐々に機能低下していく場合ご家族を巻き込みながら検討していくことが大切
- ※モデルケースに挙げている方も含め常時車いすの方は5名。場面で利用している方10名
- ※当事業所のリハスタッフが年1回でも入所者の状態像を評価し記録することを検討。
- ※介護保険事業所との連携。
- ※医療のアプローチについて事前にどこまでの対応を確認しておくことが必要。

4

精神分野 地域生活支援拠点

令和5年 1月20日 定例会用資料

1

ポイント

- 医療領域と福祉領域の棲み分け
- 「精神障害者にも対応した～」地域包括ケアシステムを見据え
- 「自立生活援助事業」と「地域定着支援事業」を活用
- 24時間サポートセンター設置
- 既存事業所、職員の活用と再ネットワーク化
- 「地域生活アセスメント委員会」設置

2

精神分野の地域支援 前提条件

- 精神疾患に対する治療を優先することが最優先
「病気の治療がすすんでいないのに福祉でできることは少ない」
- 精神疾患の治療完了後は福祉の支援が必要
地域生活の定着、維持を見守る。

3

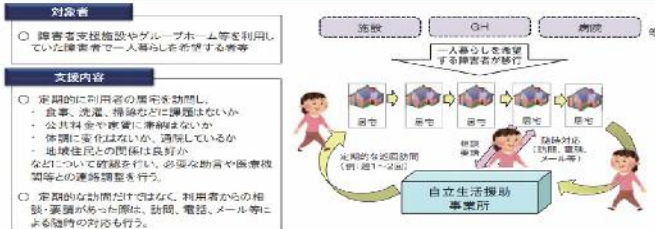
自立生活援助事業

資料（図表2-2～2-9）：厚生労働省

■ 図表2-2

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの周知が求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でないため一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、随時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。



4

地域定着支援事業

地域定着支援事業

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

5

24時間サポートセンター

24時間サポートセンター

前述の「自立生活援助事業」「地域定着支援事業」を活用することにより、24時間対応可能なサポートセンターが設置可能となる。

24時間の電話対応

必要に応じた緊急対応 入院、受診同行等

家族、関係機関からの相談にも対応できるようにする

6

「地域生活アセスメント委員会」①

- 目的

精神障害者の地域における生活課題の多くは不明確な点が多く、医療福祉関係者以外からは理解されないことが多く敬遠されがちである。

一般的なサービス提供者達がかかわる場合、専門的な知識や技術がなくとも客観的なデータを基にサービスの提供が現状よりも改善されることを目的とする。

7

「地域生活アセスメント委員会」②

- 委員会の開催条件

委員会は「当事者の希望、同意をもって開催される」

委員会の責任

算定した「地域生活レベル」は法的な責任を負うものではない。

本人の希望により算定した数値を、限られた関係者に開示することにより質の良いサービスを受けられるようにするものである。

8

地域生活アセスメント委員会」③

- 審議会構成メンバー

人権擁護の立場から

医療、福祉、法律、学識者、行政、自立支援協議会、障害者家族会、ピアサポーター、不動産関係者等で構成される。

9

地域生活アセスメント委員会」④

- 評価内容

評価は求められるデータによって3段階で表示される

第一段階

数字で客観的に「地域生活レベル」を表現

例) 総合評価 4.2

第二段階

総合評価の各項目を説明

例) 医療的項目 4
金銭管理項目 3

第三段階

各項目の詳細を説明

例) (医療的項目) 薬は毎日朝夕定量を確実に服薬
週に1度、精神科への通院を行っている

10

「地域生活アセスメント委員会」⑤

- 精神障害者の地域生活能力

精神障害者が退院時の地域生活能力は詳細にアセスメントされることは少なく、客観的に協議されることは少ない。

「地域生活アセスメント委員会」が存在することにより、地域との差異を客観的に指摘することが可能となり、相談員の負担を軽減することが見込まれる。

11

メモ

12

大津市障害者自立支援協議会 定例会

近江学園の現状と 建て替えに関する報告

R5年1月20日
近江学園

1

本日の内容

1

1. 学園の現状
2. 建て替えに関して
3. 決定した事業者
4. 計画概要
5. 今後のスケジュール
6. ソフト面の整備

2

1. 学園の現状

3

1. 学園の現状

2

● 現在の近江学園 (2022年4月現在)

- ・入所児童数 定員100名・入所児童の年齢 6歳~18歳
- ・日中支援の状況 特別支援学級・特別支援学校・学園内作業

● 児童の措置・契約割合

現員 57(契約 15 措置 42) 措置率 73%
(男 41 女 16) 利用者の長期在所化

● 障害程度

	男	女	計
最重度	7		7
重度	6	3	9
中度	6	7	13
軽度	22	6	28

4

2. 建て替えに関する経過

5

2. 建て替えに関する経過

3

- ◆ 昭和21年11月15日、糸賀一雄・池田太郎・田村一二の3名により、「児童福祉施設」（障害・養護）として、大津市南郷に設立
- ◆ 昭和23年、児童福祉法の施行に伴い、養護施設兼知的障害児施設として認可され、滋賀県立となる
- ◆ 近江学園を礎として、時代のニーズに応じて、落穂寮、一麦寮、あざみ寮、びわこ学園など多数の施設が設立される
- ◆ 昭和46年、石部町（現在の湖南市）に移転整備



建物が昨年で50年間を経過
施設の老朽化に伴って、学園の現グラウンドに新施設を建設することとなる

6

2. 建て替えに関する経過

4

● 本事業の基本方針

◆老朽化の進んだ施設を新しくするとともに、「障害のある子どもの地域生活の実現」

- ①一人ひとりの確かな成長を支える施設
- ②地域での育ちを支える施設
- ③県の障害児支援に関する中核拠点としての機能



- ・家庭的な環境を実現できるユニットを整備
- ・児童一人ひとりの状況に合わせた個別対応→全室を個室とする

7

2. 建て替えに関する経過

5

これまでの経過

2018年	3月	基本計画の策定
2019年	3月	PPP/PFI手法導入可能性調査
2019年	12月	実施方針の公表
2020年	3月	近江学園整備事業を特定事業として選定
2020年	10月	入札公告 (入札説明書や要求水準書の公表)
2021年	4月	入札参加の受付 ヒヤリングを含む審査
	6月	落札者の決定
	10月	事業契約について県議会の議決 事業契約

8

2. 建て替えに関する経過

6

滋賀県立近江学園整備基本計画
【概要版】

基本方針（使命）

「障害のある子どもの地域生活の実現」
 卒園後の地域生活を昇格させた入所支援、地域の子どもが自分らしく地域生活を継続するために必要な支援を行い、障害のある子どもの地域生活の実現に向けて取組を進めます。

めざす姿

①一人ひとりの確かな成長を支える施設

②地域での暮らしを支える施設

めざす姿

③滋賀県の障害児支援に関する中核拠点

①一人ひとりの確かな成長を支える施設

- 重症・重度障害、行動障害、発達障害等の多様な状態の子ども一人ひとりの成長に必要な支援を行い、QOL（Quality of life:生活の質）の向上を図ります。

②地域での暮らしを支える施設

- 短期入所等による家族への支援や、行動障害の軽減や地域の支援体制の構築など一定の目的を持った育期育目的入所による地域生活の継続に必要な支援を行い、地域における子育て・暮らしを支えます。

③滋賀県の障害児支援に関する中核拠点

- 地域生活の継続が困難になった重症・重度障害や強度行動障害等の子どもをいづつでも受け入れ、本園におけるセーフティネットとしての役割を担うとともに、関係機関への支援など本県の障害児支援における中核的役割を担います。

近江学園が担う機能

①一人ひとりの確かな成長を支える施設として必要な機能（入所支援機能）

発達支援機能：重症・重度障害、強度行動障害、発達障害等の多様な状態の児童に対して、QOLの向上に向けた支援を行います。施設等の機能に関する支援など一人ひとりのニーズに応じた専門的な支援を行います。木工・算数等の作業を通して障害特性等に合わせた作業支援を行います。

社会的養育機能：虐待等による心的外傷等の児童に対して、カウンセリング等の心理指導を実施し、心身の回復を促し、児童の自立を支援します。虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対して、関係機関との緊密な連携のもと児童の早期家庭復帰、親子関係の再構築等の支援を行います。

自立支援機能：卒園後の生活について相談援助を行うとともに、卒園後も継続的に施設生活を継続し、児童および家族等に対する相談援助等を行い、地域生活への円滑な移行を支援します。保護者に対して、児童の障害特性に応じた関わり方などのペアレント・トレーニング等を行い、入所児童の施設移行を支援します。

②地域での暮らしを支える施設として必要な機能（地域支援機能）

地域支援機能：短期入所を実施し、疲労、疾病その他の理由により保護者による養育が一時的に困難な児童の受け入れを行います。子ども緊急相談センターによる一時保護受入れの受け入れを行い、児童の安全を確保します。

③滋賀県の障害児支援に関する中核拠点として必要な機能（中核拠点機能）

セーフティネット機能：地域の支援機関での対応が困難な重症・重度障害や強度行動障害等の児童の受け入れを行います。子ども緊急相談センターによる一時保護受入れの受け入れを行い、児童の安全を確保します。

関係機関等支援機能：近江学園での実践を通して蓄積した支援のノウハウを地域の支援機関へ提供します。子ども緊急相談センターと連携して重荷を軽減します。

交流・発達機能：作業科の設備等を活用したワークショップの開催等により、入所児童とその家族や地域住民との交流を図ります。種々の研修施設やリアル・プラットフォーム等による施設間の交流、ホームページなどにより、近江学園の取り組みや支援内容を発信します。

人材育成機能：多様な障害特性等に対応し、セーフティネットとしての役割を果たすため、園内で経験者、後継者に向けた体系的な研修を導入し、職員の質の向上を図ります。専門施設関係の実習生等の積極的な受け入れを行い、本園の施設人材の確保に努めます。

9

2. 建て替えに関する経過

7

● P F I 事業とは

- ・民間活力（ノウハウ）を活かした**効果的・効率的な整備**を図る
- ・設計・解体・建設・維持管理業務を**事業者が一括して行う**

◆本事業の期間

設計・解体・建設 2021年10月～2024年9月
 維持管理 2024年4月～2038年3月（14年）

◆児童の支援についてはこれまで通り県が直接行う

● 入札参加企業

- ・5グループが入札に参加

⇒複数の事業者プランを提案してもらい、選定委員会で審査して、**全体で最も優れた案を採用**

10

3. 決定した事業者

11

3. 決定した事業者

8

エス・ピー・シー湖南株式会社

※落札者が本事業のために県内に設立した事業者

●落札者の構成

【代表企業・建設企業・維持管理企業】

東レ建設株式会社 京滋支店

【設計・工事監理企業】

株式会社アール・アイ・エー 大阪支社

株式会社湖北設計

【維持管理企業】

東洋コミュニティサービス株式会社

12

4. 計画概要

13

4. 計画概要

9

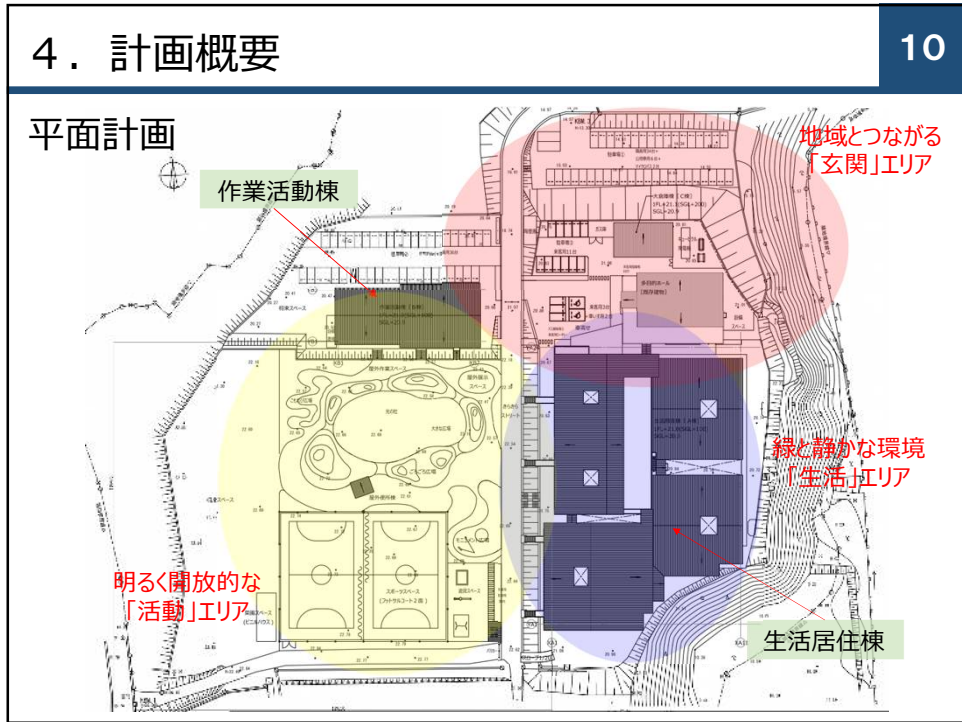
全体鳥観図

作業活動棟
構造：鉄骨造
規模：地上2階建
延床：約1,000㎡

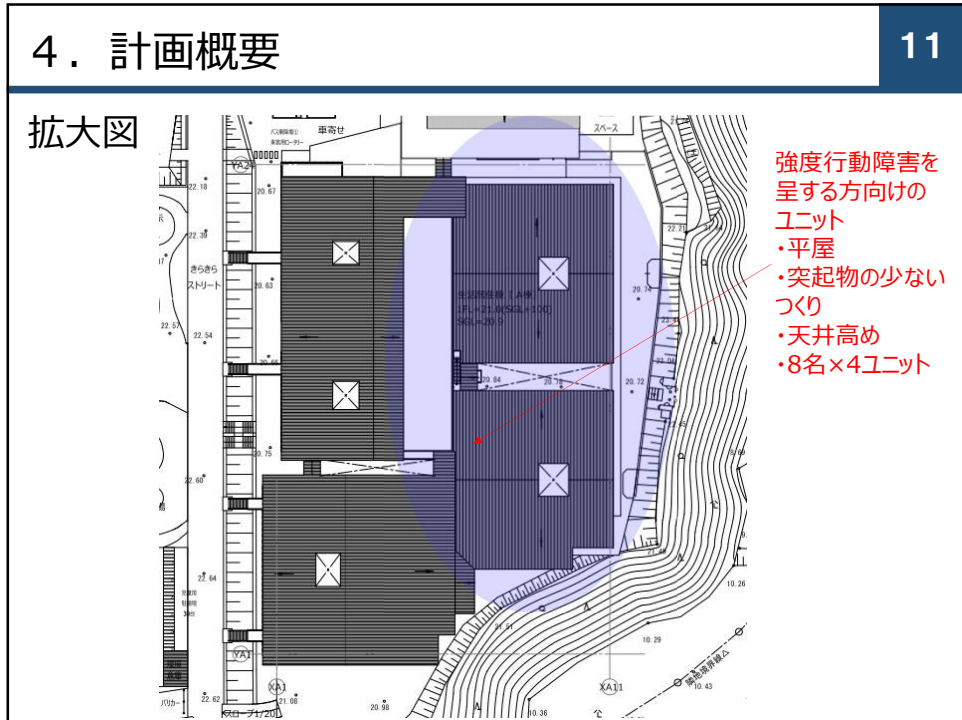
生活居住棟
(定員90名※現在の定員100名)
構造：鉄骨造
規模：地上2階建
延床：約6,000㎡

The image shows an aerial perspective of a facility. On the left, there is a smaller building with a dark roof, identified as the '作業活動棟' (Work Activity Building). To its right is a much larger, long building with a similar dark roof, identified as the '生活居住棟' (Living and Residence Building). In the foreground, there are two large, rectangular sports courts with white markings on a brownish surface. The entire facility is surrounded by greenery and a road. The background shows a wide, flat landscape under a clear sky.

14



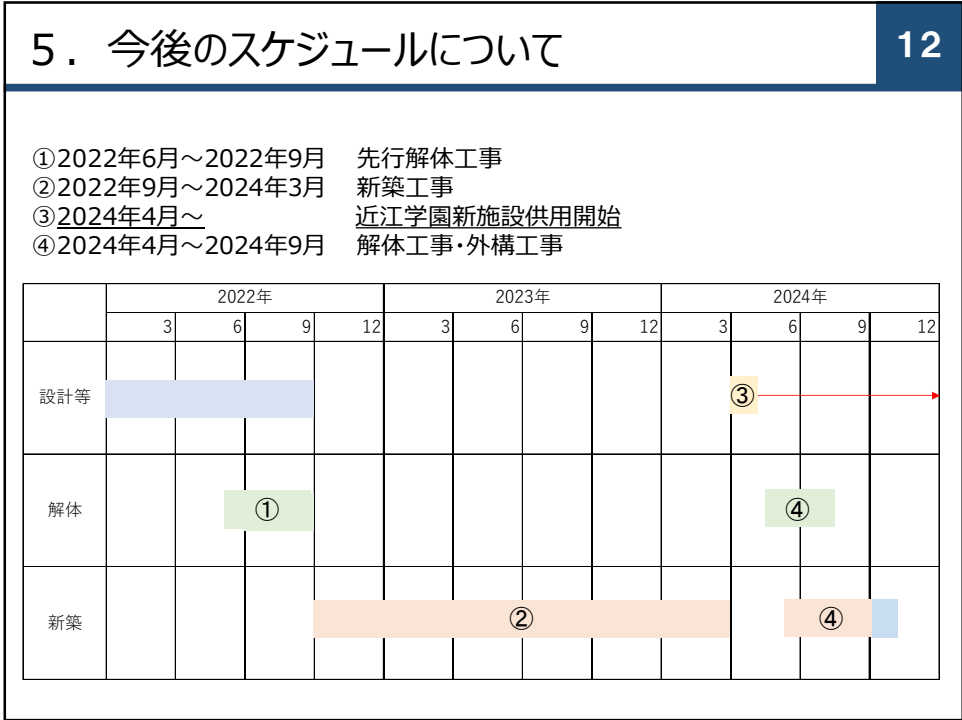
15



16

5. 今後のスケジュールについて

17



18

6. ソフト面の整備

19

6. ソフト面の整備

13

● 一人ひとりの確かな成長を支える施設

・行動障害
・被虐待



家族支援等の入所支援機能

● 地域での育ちを支える施設

・短期入所
・有期有目的入所



地域生活継続等の地域支援機能

● 滋賀県の障害児支援に関する中核拠点

・セーフティネット
・人材育成



中核拠点機能

20

令和5年1月20日
 大津市障害者自立支援協議会
 定例会



大津市障害福祉課の 組織体制・係別業務内容について



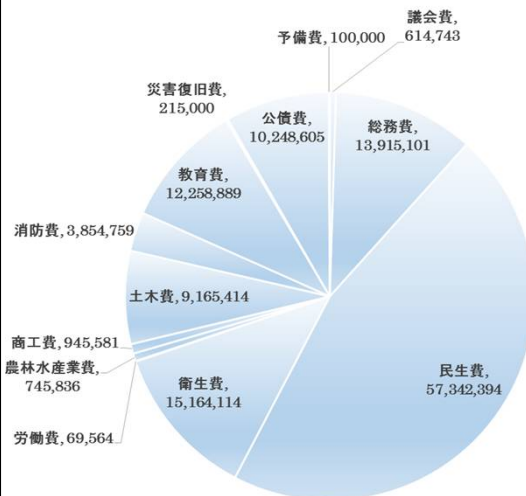
令和5年1月20日

大津市福祉部障害福祉課
 課長補佐 栗本 亮

1

1

令和4年度 大津市一般会計当初予算



(単位:千円)		
議会費	614,743	0.5%
総務費	13,915,101	11.2%
民生費	57,342,394	46.0%
衛生費	15,164,114	12.2%
労働費	69,564	0.1%
農林水産業費	745,836	0.6%
商工費	945,581	0.8%
土木費	9,165,414	7.4%
消防費	3,854,759	3.1%
教育費	12,258,889	9.8%
災害復旧費	215,000	0.2%
公債費	10,248,605	8.2%
予備費	100,000	0.1%
合計	124,640,000	100.0%

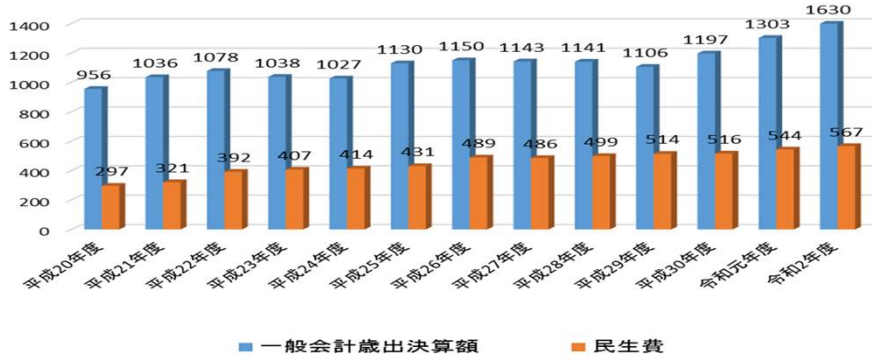
2

2

一般会計・民生費の 決算額の推移



一般会計の歳出決算額・民生費



- ・一般会計歳出決算は、約1,100億円から1300億円で推移(R2は新型コロナ関連経費で増)
- ・民生費は13年で約1.9倍増加(平成20年度:297億 ⇒ 令和2年度:567億)
- ・民生費が占める割合(平成20年度:31% ⇒ 令和2年度35%)

3

3

障害福祉サービス費など 主要扶助費の推移



障害福祉サービス等



- 【主な傾向】・障害福祉サービス等は著しい増加傾向に(13年で3.5倍増加)
(平成20年度:22億4800万円 ⇒ 令和2年度:77億6200万円)
- ・障害児サービス費は著しい増加傾向に(8年で5.5倍増加)
(平成25年度:2億1700万円 ⇒ 令和2年度:12億100万円)

4

4

障害福祉課の人員状況

(令和5年1月現在)



- ☆正規職員 24人
(内3人休職中の為、実質21人)
- ☆会計年度任用職員 19人
(窓口専任4人、手話通訳者2人、障害支援区分担当の医療職等3人、虐待対応専門職3人含む)

因みに・・・

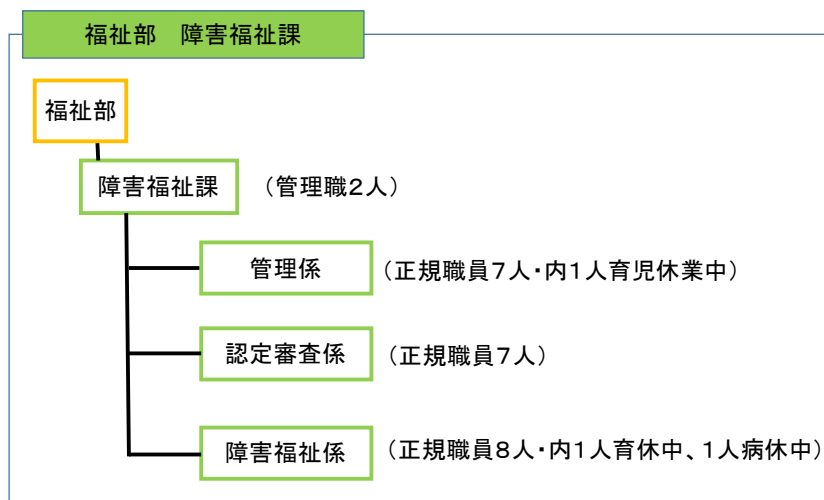
- 他の中核市と比較すると・・・
- 正規職員数の年次推移は、予算規模の推移と比較すると・・・

5

5

障害福祉課の組織体制

(令和5年1月現在)



6

6

障害福祉課の係別業務内容①



Lake Biwa

管理係

1. 障害福祉事業の企画及び調整に関すること。
2. 大津市障害者計画の策定及び推進に関すること。
3. 大津市障害児福祉計画の策定及び推進に関すること。
4. 大津市障害福祉計画の策定及び推進に関すること。
5. 災害時要援護者台帳の整備に関すること。
6. 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に関すること。
7. 大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に関すること。
8. 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。
9. 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。
10. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害児及び障害者に係る措置(以下障害福祉課の項において「措置」という。)の負担金の徴収に関すること。
11. やまびこ総合支援センター、北郎子ども療育センター及び東郎子ども療育センターとの連絡調整に関すること。
12. 障害者福祉センターの指定管理者による管理に関すること。
13. だれもが住みたくなる福祉遊園のまちづくり条例(平成6年遊園具条例第42号)第11条第2項の規定による特定施設の新築等をしようとする者との協議に関すること。
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関すること。
15. 障害者スポーツ振興事業に関すること。
16. 公印の保管に関すること。
17. 課の一般庶務に関すること。

7

7

障害福祉課の係別業務内容②



Lake Biwa

認定審査係

1. 大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。
2. 身体障害者手帳の交付等に関すること。
3. 障害支援区分の認定調査、主治医意見書及び審査認定の審査に関すること。
4. 大津市介護給付費等の支給に係る審査会に関すること。
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給要否決定に関すること。
6. 自立支援医療機関の指定に関すること。
7. 自立支援医療の給付に関すること。
8. 特別障害者手当等の支給に関すること。
9. 特別児童扶養手当の支給に関すること。
10. 療育手帳に係る経由事務に関すること。
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療のうち精神通院医療に係る経由事務に関すること。

8

8

障害福祉課の係別業務内容③



障害福祉係

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス費に係る給付決定に関すること。
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の利用決定に関すること。
3. 障害者虐待の防止に関すること。
4. 措置の実施及び措置の負担金の徴収の決定に関すること。
5. 手話施策推進事業に関すること。
6. 障害者自立支援協議会に関すること。
7. 障害者差別の解消に関すること。
8. 障害者の権利擁護に関すること。
9. その他心身障害者(児)福祉に関すること。